

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成25年 1月17日

**【会社名】** 中部日本放送株式会社

**【英訳名】** CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大石 幼一

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

**【電話番号】** 052-241-8111（代表）

**【事務連絡者氏名】** 経営戦略センター長 水野 弘之

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

**【電話番号】** 052-241-8111（代表）

**【事務連絡者氏名】** 経営戦略センター長 水野 弘之

**【縦覧に供する場所】** 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年1月17日開催の取締役会において、平成25年4月1日（予定）を効力発生日として、当社のラジオ事業を当社の完全子会社である株式会社C B Cラジオ（以下「C B Cラジオ」といいます。）に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2 【報告内容】

## (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社C B Cラジオ
本店の所在地	名古屋市中区新栄一丁目2番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 大海 和久
資本金の額	20百万円
純資産の額（平成24年3月31日現在）	148百万円
総資産の額（平成24年3月31日現在）	346百万円
事業の内容	放送番組の企画制作・販売の請負、放送送出業務の請負等

## 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	409	632	840
営業利益 (百万円)	4	25	6
経常利益 (百万円)	4	25	6
当期純利益 (百万円)	1	13	3

## 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
中部日本放送株式会社	100%

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はC B Cラジオの発行済株式を100%保有しております。
人的関係	当社の取締役3名がC B Cラジオの取締役を兼務し、当社の監査役2名がC B Cラジオの監査役を兼務しております。また、当社の社員3名が取締役として、13名が社員としてC B Cラジオへ出向しております。
取引関係	C B Cラジオは当社の放送番組の制作および販売と放送送出業務等を請け負っております。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、これまで「地域の情報インフラ」として信頼性の高い放送事業を行い、地域に貢献してまいりました。これからも、より地域に根ざした放送活動を行うためには、ラジオメディアとしての更なる価値向上とCBCグループ全体の収益力強化が必要不可欠と考えています。そのために当社は、CBCラジオが新たな発想を取り入れ、独自の権限と責任においてラジオ事業を運営していくことが最適と判断し、ラジオ事業を独立した会社とした上で、迅速な意思決定を図れる組織とすることを目的として、平成25年4月1日（予定）をもって、当社のラジオ事業をCBCラジオへ承継させる本吸収分割を決定いたしました。現在当社が保有するラジオの放送免許に係る免許人の地位については、総務大臣の認可が得られることを条件としてCBCラジオに承継させる予定です。

なお、当社は、CBCグループとしての企業価値の向上を図るとともに、各社の自立とグループの協調を一層強化させるため、認定放送持株会社体制を前提とした最適なグループ体制に向けての検討を行っており、これらの詳細については、決定次第、お知らせいたします。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の完全子会社であるCBCラジオを承継会社とする吸収分割（分社型分割）です。

吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（両社）	平成25年1月17日
吸収分割契約締結日（両社）	平成25年1月17日
吸収分割契約承認株主総会（CBCラジオ）	平成25年2月5日
吸収分割効力発生日（両社）	平成25年4月1日（予定）

- (注) 1 本吸収分割は、当社においては、会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当社は株主総会の承認を得ずに行う予定です。
- 2 現在当社が保有するラジオの放送免許に係る免許人の地位については、総務大臣の認可が得られることを条件として、CBCラジオに承継させることを予定しております。そのため、本吸収分割は、本吸収分割の効力発生日までに、CBCラジオが放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する放送局免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます。）または本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られないときには、その効力を失います。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、CBCラジオは普通株式12,200株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付します。

吸収分割契約の内容

当社とCBCラジオが平成25年1月17日に締結した吸収分割契約の内容は次のとおりです。

## 吸収分割契約書

中部日本放送株式会社（以下「甲」という）及び株式会社C B Cラジオ（以下「乙」という）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、平成25年1月17日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲のラジオ事業（以下「承継対象事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸収分割会社

商号：中部日本放送株式会社

住所：名古屋市中区新栄一丁目2番8号

#### （乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社C B Cラジオ

住所：名古屋市中区新栄一丁目2番8号

### 第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、当該権利義務を本吸収分割に際して承継させるものとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的にこれを引き受ける。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
3. 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、第6条に定める本効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式12,200株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。なお、本吸収分割前の乙の資本金及び準備金の額は、資本金20,000,000円、資本準備金71,000,000円及び利益準備金1,650,000円である。

- |            |    |
|------------|----|
| （1）資本金の額   | 0円 |
| （2）資本準備金の額 | 0円 |
| （3）利益準備金の額 | 0円 |

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成25年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。但し、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、会社法第795条第1項に定める株主総会決議による承認を求める。但し、手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

#### 第8条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合（次条に定める条件のいずれかを充足することが事実となった場合を含む）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、乙において、本効力発生日の前日までに第7条第2項に定める本契約の承認その他の本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、又は、本効力発生日までに、(i)乙が放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（甲の有する無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含む）若しくは(ii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

## 第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月17日

甲： 名古屋市中区新栄一丁目2番8号  
中部日本放送株式会社  
代表取締役社長 大石 幼一

乙： 名古屋市中区新栄一丁目2番8号  
株式会社CBCラジオ  
代表取締役社長 大海 和久

（別紙）

### 承継権利義務明細表

#### 1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る以下の資産。

- （1）現金 300百万円
- （2）前払費用（なお、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表上7百万円の前払費用に相当するものとする。）

#### 2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る以下の債務。

- （1）前受金（なお、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表上9百万円の前受金に相当するものとする。）
- （2）長期預り保証金（承継の対象となる契約に係るものに限る。なお、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表上1百万円の長期預り保証金に相当するものとする。）

#### 3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本吸収分割の効力が生ずる直前において甲が締結している、ラジオに関するネットワーク、編成、報道、制作、出版、営業、放送送出、放送送出設備、データ利用等に係る契約及び権利義務、並びにこれに付帯する業務に係る契約及び権利義務。（但し、ラジオ・テレビ事業の双方に関する契約を除く。）

#### 4. 承継するその他の権利義務

- （1）承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの。
- （2）承継対象事業に属する著作権。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

C B Cラジオが当社に交付する普通株式の数につきましては、C B Cラジオが当社の100%子会社であり、本吸収分割により発行される全ての株式が当社に交付されることから、両社協議のうえ決定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社C B Cラジオ
本店の所在地	名古屋市中区新栄一丁目2番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 升家 誠司
資本金の額	20百万円
純資産の額	445百万円
総資産の額	654百万円
事業の内容	ラジオの放送、番組制作販売、テレビの放送送出業務の請負等

- (注) 1 上記代表者の氏名は、平成25年3月開催予定のC B Cラジオの取締役会において正式に決定する予定です。  
 2 上記純資産の額および総資産の額は、平成24年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の金額は、上記金額とは異なる可能性があります。

以上